

# 平成30年1月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成30年1月10日 午後3時00分  
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成30年1月10日 午後3時43分

3 委員氏名

## (1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄
原 月江	吉住三千代		

## (2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第4号議案 非農地証明願について

第5号議案 非農地決定について

---

午後3時00分開会

○事務局長( ) 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

また、平成30年、新年明けましておめでとうございます。ことしも1年、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、30年1月期定例農業委員会の開催に当たって、出席委員の確認をさせていただきます。

本日の出席委員は18名であり全員でございます。古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満たしておりますことから、本定例会は成立したことを御報告申し上げます。

続きまして、議長の選出でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定に基づきまして、会長が議長を務めていただくことになっております。ここからの議事進行については、          会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（          君） こんにちは。改めまして、明けましておめでとうございます。本日、皆さんの元気なお姿を拝見しまして安心しました。特にことしは、年末から天候が悪くて大変寒かったと思います。体に十分気をつけてもらって、今後の農業に励んでもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それで、先月の視察研修のとき、私がちょっと急用で休ませてもらいまして、大変申しわけありませんでした。

では、ただいまから、30年1月の定例会を始めさせていただきます。

.....  
○議長（          君） 1月期の議事録署名人を澁田一吉委員と中野喬輔委員でお願いいたします。

.....  
○議長（          君） それでは、議案に入らせてもらいます。

では、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、番号14、事務局、説明お願いいたします。

[議案朗読]

○係（          ） それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号14について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の説明をさせていただきます。

申請人は、          さん、年齢29歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は、約7年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、水稲及び野菜を作付していらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクター、コンバイン、田植え機、トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地は、国道3号線、花鶴ヶ丘入り口交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する営農計画といたしましては、現在は、田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、2万6,654平米で、今回の申請は、同一世帯間での贈与でありますことから、耕作面積の移動はありません。よって、同様に2万6,654平米であり、50a要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号14に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、整理番号、番号15、事務局、説明お願いたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案の番号15、農地法第3条の許可申請について御説明させていただきます。

議案書の1ページにお戻りください。

今回の内容は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人の■■■■さん、年齢は65歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は、約37年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、野菜及び果樹を作付していらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクター、軽トラック、草刈り機、動力噴霧機をそれぞれ1台ずつお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、今回の申請地の位置図を御説明させていただきます。議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地は、川原にございます九州産業大学附属九州高等学校の野球場、こちらの九州自動車道を挟んで西側にあります丸囲み内斜線部2筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する営農計画といたしましては、現在は、田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後は、畑として野菜及び果樹を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、7,716.78平米で、今回の売買によって申請されております2筆、1,139平米を合わせますと、8,855.78平米となり、50a要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明は終わりましたが、何か御質問はありますでしょうか。何かないですか。——なければ、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、第1号議案、番号15に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。

同じく、続きまして、第1号議案、番号16、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（■■■■） それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号16について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくとい

う内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、                    さん、年齢51歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は、約25年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、水稲、野菜、果樹を作付されていらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクター、軽トラック、草刈り機、2トンダンプ、田植え機をそれぞれ1台ずつお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の4ページをごらんください。

まず、4ページは、尾東の1筆でございますが、こちらにつきましては、青柳にあります石瓦公民館の東側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、5ページをごらんください。こちらは、青柳の村中の1筆でございますが、こちらにつきましては、青柳にあります青柳区公民館の南西に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、6ページをごらんください。こちらが石瓦の1筆でございますが、6ページの石瓦の1筆につきましては、青柳にごございます石瓦公民館の北西に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、尾東及び石瓦については、現在、畑として野菜及び果樹を作付していらっしゃいますが、同様に果樹及び野菜を作付していきたいとのごことでございます。

また、村中の1筆につきましては、現在は、田として水稲を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稲を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、1万634平米で、今回は、同一世帯間での贈与でありますことから、耕作面積の移動がありませんので、同様に1万634平米であり、50a要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（                    君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明は終わりましたが、何か御質問はありましたら、何かないですかね。——何もなければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、第1号議案、番号16に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（          君） では、続きまして、第2号議案市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号25、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（          ） それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号25について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で申請地を売買によって所有権を移転し、建売分譲住宅を5戸建築するという内容でございます。

それでは、今回の申請内容について御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど、朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の8ページをごらんください。

今回の申請地は、先ほど、現地でも御確認のとおり、県道谷山米多比古賀線、米多比児童館前交差点の西側に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

続きまして、農地区分の御説明をいたします。

今回の申請地は、先ほど現地で御確認いただきましたが、まず北側につきましては宅地による分断、東側及び南側につきましても宅地、他地目による分断、西側につきましては河川による分断があり、全てを農地以外での地目で囲まれているような状況でございます。よって、いわゆる介在農地でございます。10ha未満の広がりであることから、二種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の9ページをごらんください。

今回の計画は、建売住宅5戸の建築に関する図面が示されているところでございます。

まず、乗入口につきましては、北側の米多比25号線と書いた部分から、新しく薬院川の河川沿いに新設する道路がつくられます。こちらにつきましては、最終的に市のほうへ帰属する予定となっているところでございます。よって、乗入口につきましては、北西側、こちら9ページの図面で申し上げますと、一番左端にあるお家でございますが、こちらにつきましては、現、米多比25号線側からの乗り入れでございますが、残りの4軒につきましては、新しく新設されます道路のほうからの乗り入れとなっております。

先ほど、現地でも御確認いただきましたが、現在、河川側以外の周囲につきましては、全て宅地でございますことから、既設のコンクリートブロックで周囲が囲まれているような状況でございます。

それでは、具体的な雨水排水及び雑排水等について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設け、今回、新しくつくります新設道路の東側になります。ちょうど図面で申し上げますと、薬院川から道路を挟んだすぐ上の少し色づけをしている部分でございますが、こちらに新しい水路、側溝を設ける計画となっております、全ての宅から、こちらの水路のほうへつなぎ込みをする計画となっておりますところでございます。

次に、汚水及び雑排水等について、御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水につきましては、各戸ごとに汚水管をつなげる計画となっておりますが、現在、北側の米多比25号線側に新しく集落排水管が入っております。こちらの管を今回新設いたします道路のほうにも、こちらの管をつなげて、各戸からの排水とつなげる計画となっておりますところでございます。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の10ページをごらんください。

今回の計画でございますが、先ほど、現地でも御確認いただきましたが、県道側とは、かなり大きな段差があるところでございますが、今回の申請地につきましては、全て盛土をする予定でございます、切土の計画というのは基本的にございません。切土の計画、一部だけございますのが、CC'断面、一番下の断面でございますが、こちらの官民境界と書いたすぐ左の部分でございます。ブロックと薬院川の間でございますが、こちらの傾斜が急になっておりますので、こちらを一部切土をする計画となっておりますが、残りは全て盛土の計画となっております、盛土の最大高が61cmとなっておりますところでございます。

最後に地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、条件付承諾ということで、3点の条件が付されております。

1、米多比区自治会に加入すること。2、行政区規定に基づく無線放送受信機を設置すること。3、街路灯を設置すること。以上3点の条件を付されまして、平成29年10月17日付の承諾書の提出がっております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、続きまして、地元の          委員さん、説明をお願いいたします。

す。

○委員（15番 [ ] 君） 米多比農業区としましては、昨年の10月15日に地元開発委員会を開催いたしております。現地、それから委員会という会議を開催いたしまして、委員のほうからは、別段、問題点というものはございませんでした。

先ほど、説明の中にありましたように、行政区のほうから、3点ほど条件が示されたというような状況でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ [ ] 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりました。何か御質問がありましたら、ないですかね。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [ ] 君） では、第2号議案、番号25に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ [ ] 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ [ ] 君） 続きまして、第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明お願いいたします。

○農政係（ [ ] ） 3号議案の議案朗読に入ります前に、今回、3号議案において、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員は、関係者になりますことから、この後の議案朗読後、一時退席をお願いいたします。

それでは、議案朗読に入らせていただきます。

〔議案朗読〕

○農政係（ [ ] ） では、一時退席をお願いいたします。

〔 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員、 [ ] 委員 退席〕

○農政係（ [ ] ） それでは、3号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

12ページをごらんください。左上に、平成29年度第9号と書かれております。

今回、新規で4件、更新で85件の利用権設定の申し出があり、更新85件のうち3件は、裏作の期間作付の申し出となっております。

それでは、新規申し出について御説明いたします。議案書の13ページをごらんください。

整理番号29、貸し手、[ ]、古賀市青柳町在住、借り手、株式会社[ ]、代表取締役、[ ]、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳町の字百田の田んぼ2筆、合計3,429平米です。平成29年9月20日から平成32年12月末まで、4年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、13ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号30、貸し手、[ ]、古賀市谷山在住、借り手、[ ]、古賀市久保在住、利用権設定をする土地は、久保の字ヒンドウの田んぼ2筆、合計2,141平米です。平成30年1月1日から平成35年12月末まで、6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、14ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号31、貸し手、[ ]、古賀市筵内住、借り手、[ ]、古賀市筵内住、利用権設定をする土地は、筵内の字宝満の田んぼ1筆、1,587平米です。平成30年1月1日から平成35年12月末まで、6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、15ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号32、貸し手、[ ]、古賀市筵内住、借り手、[ ]、古賀市筵内住、利用権設定をする土地は、筵内の字宝満の田んぼ1筆、1,206平米です。平成30年1月1日から平成33年12月末まで、4年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、16ページの記載のとおりとなっております。

整理番号33から117につきましては、更新のため、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定について、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、申請受理しております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（[ ]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。いいですかね。

整理番号33、これは名前が違うけど、住所は一緒だけど、これは親子ですかね。

○農政係（[ ]） ただいまの質問について、回答いたします。

[ ]様と[ ]様につきましては、[ ]様の奥様が[ ]様と姉妹関係にありまして、[ ]様のほうが体調を崩したことから、一緒に同居をし始めております。よって、住所につきましては、同じで間違いはありません。

○議長（[ ]君） ありがとうございます。

何かほかにはないですかね。——なければ、採決とらせてもらって。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[ ]君） では、3号議案について、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

〔 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） では、再開します。

第4号議案非農地証明願について、番号6、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第4号議案非農地証明願についての番号6について、御説明させていただきます。

議案書の102ページをごらんください。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程でございます。

申請人及び申請地の詳細につきましては、先ほど、朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、今回の申請の非農地証明に至る経緯について御説明させていただきます。103ページ的位置図をごらんいただきながら説明させていただきたいと思っております。

今回の申請地には、申請者の居宅があり、昭和44年から現在の住宅を建てかえまして、こちらの土地にお住まいでございました。また相続につきましては、昭和34年に行っており、その際には、以前のお宅がこちらの土地にあったということで伺っております。

居宅の大半につきましては、地目が宅地となっておりますが、今回、このコの字型になっております位置図及び納屋の部分につきましては、地目が農地のまま利用されており、転用の許可がなされておりませんでした。

課税につきましては、相続前から既に宅地として課税されておったことから、そのまま気づかず現在の状況に至っております。

今回、近隣の測量を行った際に字図を確認しながら見たところ、こちらの について畑であるということが発覚したことから、自分の代の内にこちらの地目についてをきちんと整理しておきたいということで、事務局に相談があったことから、今回の非農地証明の申請に至ったところでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。

先ほど、現地で御確認していただきましたが、国道3号線高田交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、交付基準について御説明をいたします。議案書の104ページから105ページをごらんください。こちらの非農地証明適用検討内容一覧表を確認しながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、項目1につきましては、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過とございますが、現在、新築しました住宅につきましては昭和45年から、納屋につきましては昭和45年から利用してまいりましたことから、20年を経過しており、「適」としております。

2番、住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷きとして利用されとございますが、玄関側への乗り入れ、ちょうどこちらのコの字の下の部分でございますが、こちらにつきましては、玄関口へ乗り入れる通路となっております、こちらにつきましても、一帯として利用しており、20年以上経過していることから、「適」としております。

3番につきましては、市街化区域内農地ではございませんので、「検討外」としております。

4番、農地法第51条の規定による違反転用処分又は違反転用の指導を受けておりませんことから、「適」としております。

5番、農業振興地域の整備に関する法律に基づく古賀市の農業振興地域整備計画内における農用地区域内の土地ではありませんので、「適」としております。

6番、農業生産力の高い土地で土地改良事業の対象農地ではありませんことから、「適」としてしております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではございませんことから、「適」としてしております。

8番、集団性のある優良農地内ではございませんことから、「適」としてしております。

9番、自然災害による被災土地ではございませんので、「検討外」としてしております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄されとございますが、昭和44年、または相続前の家が昭和34年に相続した際にも、既に宅地として利用されておりましたので、「適」としております。

11番、農地法第30条第3項の規定による農業委員会から指導を受けておりませんことから、「適」としております。

12番、ほかの法令等との調整の見込みがございますことから、「適」としてしております。

13番、その他、特に農業委員会が必要と認めたものがございませんことから、「検討外」としてしております。

次に、地元における現地確認書について御説明をさせていただきます。

平成29年12月11日付で、地元農業委員さん及び農区長さんに現地確認を行っていただき、署名捺印をいただいております。

なお、地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更し、そのまま宅地として使用していきたいとのことでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より願末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

〔朗読〕

○係（                    ） との内容で、平成29年12月15日付で、申請者より願末書の提出が  
あっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（                    君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明は終わりましたので、地元委員さんの水野委員さん、その説明をお願い  
します。

○委員（4番                     君） 本案件につきましては、平成29年12月の11日に農区長と現  
地調査を行いました。昭和44年より宅地として利用されており、特段周辺への支障がないと考  
えられますので、署名捺印をいたしました。

詳細については、事務局から説明があったとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願  
ひをいたします。

○議長（                    君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりました。何か御質問がありましたら。——なければ、採  
決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） では、4号議案、番号6に対して賛成されます方は挙手でお願いいたし  
ます。

〔賛成者挙手17／17名〕

○議長（                    君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（                    君） 続きまして、第5号議案非農地決定について、事務局、説明お願ひいた  
します。

〔議案朗読〕

○係長（                    君） 今回、議案上程をしております対象農地は、12月期の農業委員会以降  
に、所有者の意向調査で非農地の意向が示された農地であります。

対象農地につきましては、先ほど、朗読で読み上げられたとおりであります。

対象農地としたものにつきましては、所有者の意向調査で非農地の意向が示された農地であり、  
且つ農区からの意見は影響なしと回答があった農地、または無回答であった農地であります。

議案書の107ページは、該当する農地の一覧になります。

この表につきましては、左の欄から所有者番号、土地の所在、登記地目、登記地積、所有者で、  
所有者住所を記載しております。

なお、1筆ごとの説明は省略をいたしますが、107ページ最後に合計筆数と面積を示しております。

以上、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないことについて、農地法第30条第1項に基づき、農業委員会の議決を求めるものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明は終わりましたので、何かありましたら、御質問がありましたら。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、第5号議案非農地決定通知について、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（          君） 全員賛成です。ありがとうございます。

午後3時43分閉会

---